

## 職員給与規程

平成17年10月1日  
17（規程）第59号  
（改正）平成17年12月1日  
17（規程）第85号  
（改正）平成18年 4月1日  
18（規程）第14号  
（改正）平成19年 4月1日  
19（規程）第 2 号  
（改正）平成19年12月26日  
19（規程）第53号  
（改正）平成20年 3月27日  
19（規程）第76号  
（改正）平成20年12月19日  
20（規程）第51号  
（改正）平成21年12月 1日  
21（規程）第41号  
（改正）平成22年3月23日  
21（規程）第56号  
（改正）平成22年12月1日  
22（規程）第36号  
（改正）平成23年6月27日  
23（規程）第30号  
（改正）平成23年8月1日  
23（規程）第32号  
（改正）平成24年12月1日  
24（規程）第44号  
（改正）平成25年3月26日  
24（規程）第57号  
（改正）平成26年3月31日  
25（規程）第69号  
（改正）平成26年6月23日  
26（規程）第27号  
（改正）平成26年11月27日  
26（規程）第81号  
（改正）平成27年3月30日  
26（規程）第145号  
（改正）平成28年2月12日  
27（規程）第103号  
（改正）平成28年3月28日  
27（規程）第147号  
（改正）平成28年6月28日  
28（規程）第16号  
（改正）平成28年9月28日  
28（規程）第39号  
（改正）平成28年11月29日  
28（規程）第46号  
（改正）平成28年12月28日  
28（規程）第56号  
（改正）平成29年3月21日  
28（規程）第99号

(改正) 平成30年1月9日  
29 (規程) 第71号  
(改正) 平成30年3月28日  
29 (規程) 第135号  
(改正) 平成30年11月29日  
30 (規程) 第52号  
(改正) 令和元年11月29日  
令01 (規程) 第45号  
(改正) 令和元年11月29日  
令01 (規程) 第46号  
(改正) 令和3年6月1日  
令03 (規程) 第5号  
(改正) 令和4年9月29日  
令04 (規程) 第24号  
(改正) 令和4年11月30日  
令04 (規程) 第33号  
(改正) 令和5年3月17日  
令04 (規程) 第63号  
(改正) 令和5年12月3日  
令05 (規程) 第26号  
(改正) 令和6年3月28日  
令05 (規程) 第49号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）職員（就業規程（17（規程）第58号）第2条に規定する職員（以下「職員」という。））の給与について定めることを目的とする。

### (給与の区分)

第2条 職員の給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 本給

(2) 手当

超過勤務手当  
深夜勤務手当  
職責手当  
研究手当  
初任給調整手当  
扶養手当  
特勤勤務手当  
災害応急作業等手当  
交替勤務手当  
放射線業務手当  
入坑手当  
当直手当  
通勤手当  
地域調整手当  
住居手当  
寒冷地手当  
単身赴任手当  
管理職員特別勤務手当  
期末手当

(重複給与の禁止)

第3条 職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、法令及び労働協約又は労働者の過半数を代表する者との協定に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その者に対する給与をその者が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 職員の給与(通勤手当及び期末手当を除く。)の支給定日は、毎月18日(その日が就業規程第10条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。)とする。ただし、第34条に規定する期末手当を支給する月にあつては、そのつど、別に定める日とすることができる。

2 前項に定める日に支給する給与は、当月分の本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当、扶養手当、特地勤務手当、地域調整手当、住居手当、寒冷地手当(第31条に規定する各月に限る。)及び単身赴任手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜勤務手当、災害応急作業等手当、交替勤務手当、放射線業務手当、入坑手当、当直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

3 職員を給与の支給定日以降月末までに採用し又は復職させたときは、その月の本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当、特地勤務手当及び地域調整手当について、翌月の支給定日に支給する。

4 職員が給与の支給定日以降月末までに本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当、特地勤務手当及び地域調整手当について異動を生じたときは、翌月の支給定日において増額又は減額して支給する。

5 職員が退職したときは、前項にかかわらず、そのつど給与を支給することができる。

(非常時払い)

第6条 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため給与の支払いを請求したときは、前条の規定にかかわらず、その日までの給与を支給する。

(給与の日割計算)

第7条 職員の本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当、特地勤務手当及び地域調整手当が月の中途において採用、離職、休職、復職及び役職の異動その他の事由により異動を生じたときは、発令の日から起算し、日割計算をもって支給する。ただし、就業規程第50条第4号の規定により解雇された者又は死亡により退職した者には全額を支給する。

(給与の日額)

第8条 この規程により、職員に支給される本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当、特地勤務手当及び地域調整手当の日額は、それぞれの月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当及び別に定める手当の月額の合計額を別に定める職員の勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱)

第10条 この規程の各条項によって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数は1円として計算する。

## 第2章 給 与

### 第1節 本 給

(本給)

第11条 職員の本給は、月額とし、別表に定める級号給により支給する。ただし、職務の級が15級か

ら19級までの本給については、職員が満60歳に達した日（誕生日の前日。以下同じ。）後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、引き続き職員として勤務する場合に適用する。

- 2 各職員の受ける本給は、その職務の複雑困難及び責任の度を考慮して、その職員の属する職務の級ごとに定める本給の幅の中における号給により決定する。ただし、特に困難かつ責任ある専門的科学的職務にある者の本給は、別に定めることができる。
- 3 特定日以後における職員の本給は、特定日の前日時点における当該職員の級号給に基づき次の表に定める区分により導かれる級号給とする。ただし、特定日の前日における当該職員の級号給が5級82号、6級45号、7級18号又は8級7号より下位である場合は、それぞれ15級82号、16級45号、17級18号又は18級7号とする。

満60歳に達した日以後における最初の3月31日の級	満60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の級	満60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の号給
5級	15級	満60歳に達した日以後における最初の3月31日の号給を適用
6級	16級	
7級	17級	
8級	18級	
9級	19級	

- 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、特定日以後において、その職務と責任に特殊性がある職員又は業務の効率的遂行等に関し特別の事情が存するため、その職務に引き続き従事する必要がある職員の本給については、前項を適用しない。
- 5 前項の規定により第3項の適用を受けなかった職員がその職務等の変更により前項の要件を満たさなくなった場合、満たさなくなった日（以下「職務等の変更日」という。）における当該職員の級号給は、第3項を準用し、決定する。
- 6 前項の規定により第3項を準用する当該職員の級号給は、第3項「満60歳に達した日以後における最初の3月31日の級」は「職務等の変更日の前日の級」、「満60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の級」は「職務等の変更日以降の級」、「満60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の号給」は「職務等の変更日以降の号給」、「満60歳に達した日以後における最初の3月31日の号給を適用」は「職務等の変更日の前日の号給を適用」と読み替えて適用する。

（昇給、昇格）

第12条 職員の昇給及び昇格は、別に定める基準により、その者の能力及び勤務成績等を考慮して行う。ただし、特定日以後は本条を適用しない。

- 2 休職中の者及び当該昇給期間に実働勤務時間が6ヶ月に満たない者については、昇給を停止することができる。

（昇給の時期）

第13条 職員の昇給の時期は、毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日とする。

（特別昇給）

第14条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、別に定める基準により昇給させることができる。ただし、特定日以後は本条を適用しない。

- (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったとき。
- (2) やむを得ない業務上の都合により解雇するとき。

（特別昇給の時期）

第15条 前条の昇給は、別に定める日に行う。

## 第2節 手当

（超過勤務手当）

第16条 超過勤務手当は、就業規程第16条の規定により所定勤務時間外に勤務した職員に対し、その

勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の区分による割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 休日以外の日の勤務時間外に勤務した職員 100分の125
- (2) 休日に勤務した職員 100分の135

- 2 所定勤務時間外に勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、その勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を支給する。
- 3 前2項の規定の適用に当たっては、専門職務手当及び特別専門職務手当（以下「専門職務手当等」という。）を支給される職員については、前2項の規定により算出した額（以下「対象額」という。）が専門職務手当等の額を超えるときに限り、対象額から専門職務手当等の額を減じた額を支給する。
- 4 管理職員手当が支給される職員については、第1項及び第2項の規定による超過勤務手当は支給しない。

（深夜勤務手当）

第17条 深夜勤務手当は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に対し、その勤務時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。ただし、当該勤務に対し当直手当が支給される職員については、深夜勤務手当は支給しない。

（職責手当）

- 第18条 職責手当は、管理職員手当、専門職務手当、法定主任者手当及び特別専門職務手当とし、それぞれ以下に定めるところにより支給する。
- 2 管理職員手当は月額とし、部長、次長、課長及びこれと同等とみなされる職にある職員に対して別に定めるところに従い、次の区分により支給する。

区分	1号	2号	3号	4号	5号
金額	127,600円	120,300円	114,600円	108,800円	103,900円
区分	6号	7号	8号	9号	10号
金額	99,300円	94,500円	89,900円	86,500円	83,400円
区分	11号	12号	13号		
金額	78,900円	74,500円	70,100円		

- 3 前項の規定による額が役員給与規程（17（規程）第60号）第5条に規定する役員の本給月額のうち最低の本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額から職員が受ける本給及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職員手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない別に定める額とする。
- 4 （削除）
- 5 専門職務手当は、副主幹及びこれと同等とみなされる職にある職員であってその能力に照らして自らの職務に対し一定の裁量をもって専門的職務を遂行する職員に対して別に定めるところに従い、月額42,100円を支給する。
- 6 法定主任者手当は月額とし、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者又は電気主任技術者の職務にある職員に対して次の区分により支給する。

職務	支給額
原子炉主任技術者	15,000円
核燃料取扱主任者 核燃料取扱主務者 電気主任技術者	10,000円

- 7 特別専門職務手当は月額とし、第11条第23項の規定により特定日以降の級が16級から19級となる職員に対して別に定めるところに従い、次の区分により支給する。

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号
金額	110,000円	100,000円	90,000円	80,000円	70,000円	30,000円

(研究手当)

第19条 研究手当は、研究員手当及び技術員手当とし、それぞれ以下に定めるところにより支給する。

2 研究員手当は、研究員に認定された職員に対し、職務の級に応じ次の区分により支給する。

- (1) 3級の職員 19,000円/月
- (2) 4級の職員 28,500円/月
- (3) 5級及び15級の職員 33,800円/月

3 技術員手当は、技術員に認定された職員に対し、職務の級に応じ次の区分により支給する。

- (1) 3級の職員 19,000円/月
- (2) 4級の職員 28,500円/月
- (3) 5級及び15級の職員 33,800円/月

(初任給調整手当)

第20条 初任給調整手当は、科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められるもので、新たに採用された職員には、その採用が大学（短期大学を除く。）卒業の日から1年以内、学校教育法に規定する大学院の修士課程及び博士課程終了の日から1年以内に行われたものに対しては、採用の日から1年以内の期間月額1,300円、採用の日から1年を経過した日から1年以内の期間月額700円を初任給調整手当として支給する。

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 扶養親族たる子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。）
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当は月額とし、扶養親族のある職員に対し、職務の級及び扶養親族に応じ扶養親族1人につき次の区分により支給する。

職務の級	扶養親族	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外の者
9級		10,000円	不支給
8級		10,000円	3,500円
上記以外の級		10,000円	6,500円

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特地勤務手当)

第22条 特地勤務手当は、幌延拠点及び六ヶ所事務所に勤務する職員に支給する。

2 特地勤務手当の月額及び第29条に規定する地域調整手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。

第22条の2 職員が異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤

する事業所が幌延拠点及び六ヶ所事務所であるときは、当該職員に対し、当該異動日から3年（当該異動の日から3年を経過する際、その職員が有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き在勤させることが必要であると理事長が認めた職員にあっては、6年）に達するまで特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項により支給すべき月額を、別に定める。

（災害応急作業等手当）

第23条 災害応急作業等手当は、次に掲げる作業等に従事したときに別に定めるところにより支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、消防、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業
- (3) 原子炉事故及び放射性物質による事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるときにおける作業
- (4) 前3号に掲げる作業に相当する作業

（交替勤務手当）

第24条 交替勤務手当は、原子炉その他別に定める施設において交替勤務に従事した者に対し、次の区分により支給する。

- (1) 第2直勤務者 勤務1回につき 1,500円
- (2) 第3直勤務者 勤務1回につき 3,000円

（放射線業務手当）

第25条 放射線業務手当は、原子炉の運転等その他別に定める放射線業務に直接従事する職員に対し、その業務に従事した日1日につき、別に定めるところに従い、次の区分により支給する。

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
日額	800円	600円	500円	400円	350円	200円	100円

2 前項の場合において、当該職員が特殊防護具を着用して行う業務に従事したときは、その業務に従事した日1日につき別に定める区分により、1,500円以内を加算して支給する。

（入坑手当）

第26条 入坑手当は、入坑手当及び特別入坑手当とし、以下に定めるところにより支給する。

2 入坑手当は第3項に該当する場合を除き、職員が坑内において、1日の通算時間が、2時間以上業務に従事したときに、別に定めるところに従い、次の区分により支給する。

- (1) 常時入坑者 日額 200円、280円
- (2) 臨時入坑者 日額 140円、200円

3 特別入坑手当は、坑内において常時直接作業に従事した職員に対し、別に定めるところにより次の区分により支給する。ただし、坑内における勤務時間が所定勤務時間の2分の1に満たない場合は、この規定にかかわらず日額200円を支給する。

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号
日額	500円	450円	400円	360円	300円	240円

（当直手当）

第27条 当直手当は、就業規程第15条の規定により、宿直勤務又は日直勤務をした職員に対し、その勤務1回につき別に定める額を支給する。

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他交通の用具で、別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員



交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下、「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国家公務員等（職員退職金支給規程（17（規程）第61号）第7条の2第1項に規定する国家公務員等をいう。）であった者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち、第1項に掲げる職員で、前項に規定する要件を具備することとなった職員及び前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして、別に定める職員について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算出方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（地域調整手当）

第29条 地域調整手当は、次の表に掲げる支給地域に在勤する職員に対し、その職員が受ける本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当及び扶養手当の合計額に、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。

支給地域	東京都特別区以外の地域	東京都特別区
支給割合	100分の3	100分の6

（住居手当）

第30条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- （1）自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍管理規程（17（規程）第65号）の規定により宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員及び公務員宿舍等に入居している職員を除く。）

- (2) 第32条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が居住するための住宅（宿舍管理規程（17（規程）第65号）の規定による宿舍及び公務員宿舍等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員  
次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員  
前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（寒冷地手当）

- 第31条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、別に定める地域に在勤する職員に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第32条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等（職員退職金支給規程（17（規程）第61号）第7条の2第1項に規定する国家公務員等をいう。）及びその他別に定める機関の職員であった者から引き続き職員給与規程適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

- 第33条 管理職員特別勤務手当は、第18条第2項の規定による管理職員手当の支給を受ける職員で、第16条第4項の規定の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲で別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

- 第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日の属する月の前前月から基準日の前日までに退職した職員についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在又は退職時において職員が受けるべき給与（次の各号に掲げる職務にある職員にあつては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額に乗じて得た額を加算した額）を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額（以下「標準額」という。）に、その者の勤務成績等を勘案して、理事長がその都度定めた額とする。
- (1) 部長、次長及びこれらと同等と認められる職務で理事長の指定した者 100分の19
- (2) 課長及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定した者 100分の12
- 3 前項の期末手当の額に、次の各号に掲げる職務にある職員にあつては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額及びこれに対する地域調整手当の月額合計額に乗じて得た額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額（以下「加算額」という。）を加算する。
- (1) 部長、次長及びこれらと同等と認められる職務で理事長の指定した者 100分の20
- (2) 課長及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定した者 100分の15
- (3) 副主幹及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定した者 100分の10
- (4) 主査及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定した者 100分の5
- 4 期末手当の額の総額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき標準額及び加算額の総額を超えない範囲とする。
- 5 第1項の職員のうち、別に定める者の期末手当に係る在職期間の通算等に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

- 第35条 就業規程第54条の規定により就業禁止を命ぜられ又はその他の負傷疾病による欠勤者に対する欠勤期間の給与は結核性疾患の場合にあつては、欠勤を始めた日から1年、その他の場合にあつては、欠勤を始めた日から6月に限り、これに本給、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当の全額を支給する。
- 2 前項以外の事由による欠勤者（就業規程第21条第1項の規定による服務担当課長の承認を受けられなかった場合及び同規程第22条の規定による無断欠勤に該当する場合を除く。）に対する給与は、欠勤を始めた日から1月に限りこれに本給、扶養手当、地域調整手当及び住居手当の全額を支給し、その欠勤が引き続き1月を超えるときは、その1月を超えた日から当該欠勤の継続する間、これに本給、扶養手当、地域調整手当及び住居手当の半額を支給する。

- 第36条 就業規程第20条の規定による所属長の承認を得られなかった場合、同規程第21条第1項の規定による服務担当課長の承認を受けられなかった場合及び同規程第22条の規定による無断欠勤に該当する場合は、その勤務しない日又は時間について、第8条及び第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第37条 就業規程第44条第1号、第2号及び第4号の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、本給、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当について、それぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額（ただし第3号については寒冷地手当を除く。）を支給する。
- (1) 就業規程第44条第1号の事由により休職を命ぜられたときは 100分の80
- (2) 就業規程第44条第2号の事由により休職を命ぜられたときは当該休職の1年までは、100分の80、当該休職期間が1年を超える期間については100分の60
- (3) 就業規程第44条第4号の事由により休職を命ぜられたときは 100分の60
- 2 就業規程第44条第1号若しくは第2号の規定により休職を命ぜられた職員に対する就業規程第45条第1項ただし書の規定により延長された期間中の給与は、本給、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当につき100分の60を乗じて得た額とする。
- 3 就業規程第44条第3号及び第5号の規定により休職を命ぜられた職員に支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

(育児休業者、出生時育児休業者、部分休業者及び配偶者同行休業者の給与)

- 第38条 就業規程第34条の規定に基づき育児休業若しくは出生時育児休業又は就業規程第34条の3の規定に基づき配偶者同行休業をしている職員に対しては、休業期間中の給与は支給しない。
- 2 第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業若しくは出生時育児休業をしている職員又は配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 (削除)
- 4 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰したときは、配偶者同行休業期間を勤務しなかった期間として給与を調整する。
- 5 就業規程第34条の2の規定に基づき部分休業した職員に対しては、その勤務しない時間について、第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。
- 6 前5項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

- 第39条 就業規程第31条の規定に基づく介護休業により勤務しない職員に対しては、その勤務しない1時間につき、第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。
- 2 介護休業により引き続き勤務しなかった職員が職務に復帰したときは、介護休業期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして給与を調整する。
- 3 前2項に規定するもののほか、介護休業に係る給与に関し必要な事項は、別に定める。

(兼職者等の給与)

- 第40条 就業規程第6条第1号又は第2号の規定による許可に基づき給与と重複して報酬を得る場合は、その勤務日又は時間について、第8条及び第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 機構成立の際、日本原子力研究所(以下「旧研究所」という。)又は核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、旧研究所と旧機構の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に、本規程の給与の額について改正された場合は、平成17年9月30日以前に旧研究所又は旧機構に在職していた職員の給与額についても、日本原子力研究所職員給与規程(31規程第5号。以下「原研給与規程」という。)又は核燃料サイクル開発機構職員給与規程(43規程第8号。以下「サイクル機構給与規程」という。)の従前の例及び他法人の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額と平成17年9月30日以前に支払われた給与の額との調整を行うものとする。

(本給表)

- 4 平成17年10月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1(掲載略)に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、次の各号に定める職務の級とする。
- (1) 旧機構から移行した職員のうち旧等級が3級に属する者で主席Ⅱ(上級管理Ⅱを含む)の資格を有する職員は職務の級を8級とし、旧等級が4級に属する者で主幹Ⅰ(管理Ⅰを含む)の資格を有する職員は職務の級を7級とする。
- (2) 旧研究所から移行した職員のうち旧等級が7級に属する者で次長及びこれと同等とみなされる職にある職員については職務の級を8級とする。
- 5 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第2(掲載略)の新号給欄に定める号給とする。
- 6 前2項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の第13条の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

7 大学卒採用職員のうち、原研給与規程に規定する2級10号給の本給又はサイクル機構給与規程に規定する8級1号給の本給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級 190,000円

8 切替日の前日においてその者の属する職務の等級の最高の号給を超える本給を受けていた職員の切替日における本給の額はその額をもってその職員の本給とする。

9 第11条に規定する別表（本給表）は、平成18年3月31日まで適用する。

（機構の成立の日の前日に旧研究所及び旧機構の職員であったものから機構の成立の日に引き続き職員となった者）

10 原研給与規程第20条の4の規定による研究要員手当の支給を受けていた職員については、その者の職務の級が2級である間、同条に規定する額を調整給として支給する。

11 原研給与規程第20条又はサイクル機構給与規程第14条の規定による研究手当を支給されていた職員については、平成18年4月1日以降の当該職員の各昇給期の前日までの間、なお従前の例による研究手当を支給する。

12 前項の場合において、原研給与規程第19条又はサイクル機構給与規程第13条の規定による役職手当を支給されていた職員にあっては、前項に規定する額を調整給として支給する。

13 原研給与規程第19条又はサイクル機構給与規程第13条の規定による役職手当（以下「旧手当」という。）を支給されていた職員であって、第18条の職責手当（以下「新手当」という。）を支給される者については、この規定にかかわらず、平成18年4月1日以降当該職員の各昇給期の前日までの間、以下に定めるところにより支給する。

（1）新手当の額が、旧手当の額に達しないこととなるときは、新手当の額と旧手当の額の差額を調整給として支給する。

（2）新手当の額が、旧手当の額を超えることとなるときは、新手当の額と旧手当の額の差額を減額して支給する。

14 機構の成立の日に昇任等により機構の設立の前日と異なる職位に異動した職員及び新たに職責手当を支給されることとなった職員については、機構の成立の前日に異動があったものとみなし、前項第1号の規定を適用する。ただし、新手当の額が旧手当の額を超えることとなるときは、新手当の額が昇任後の旧手当の額を下回る場合には新手当を支給し、新手当の額が昇任後の旧手当の額を超える場合は前項第2号を適用する。ただし書きの前項第2号の適用については、第2号中「旧手当」は「昇任後の旧手当」と読み替える。

（特別都市手当の経過措置）

15 新法人の成立の前日から引き続き旧研究所の主たる事務所（千葉県柏市）に在勤していた職員が異動した場合（引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）当該異動の直後の支給地域が第29条第1項に該当しないこととなるときは、当該職員には、第29条第2項の規定に準じて次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれの支給割合の特別都市手当を支給する。ただし、第29条第2項の規定を受けている職員はいずれか高いほうを適用する。

（1）平成15年1月27日前から引き続き旧研究所の主たる事務所に在勤していた職員で東京都特別区から千葉県柏市に異動した職員（以下「移転保障対象職員」という。）

平成17年10月1日から平成18年1月26日までの間 100分の6

平成18年1月27日から平成18年9月30日までの間 100分の5

平成18年10月1日から平成19年1月26日までの間 100分の4

平成19年1月27日から平成19年9月30日までの間 100分の3.2

（2）移転保障対象職員以外の職員

平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間 100分の4

平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間 100分の3.2

附 則（17（規程）第85号 平成17年12月1日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成17年10月1日付附則第11項の規定の適用を受けている職員のうち、サイクル機構給与規程第14条の規定を適用した場合の研究手当の額は、同条第1項第2号にあっては、20,330円、同項第3号にあっては15,430円とする。

3 平成17年10月1日付附則第13項に規定するサイクル機構給与規程第13条の規定による役職手当の額は、同条に規定する次の区分に応じた額とする。

区 分	13号	12号	11号	10号
金 額	54,900円	58,600円	62,500円	66,600円
区 分	9号	8号	7号	6号
金 額	73,800円	80,000円	87,400円	94,900円
区 分	5号	4号	3号	2号
金 額	103,200円	112,000円	121,300円	128,200円
区 分	1号			
金 額	135,600円			

附 則（18（規程）第14号 平成18年4月1日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「改正後の規程の施行の日」という。）の前日から引き続き在職する職員で、その職員の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、その差額に相当する額を調整給として支給する。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級以上である者の調整給の額は、改正後の規程の施行の日以降の当該職員の各昇給期において各昇給期における第12条の規定による昇給額のうち、3号給に相当する額を調整給の額から順次減じた額とする。
- 4 前項の場合において、改正後の規程の施行の日以降に第12条第3項に該当することとなった職員の調整給の額は、前項の規定にかかわらず、改正後の規程の施行の日における第2項に規定する額とする。
- 5 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。  
2級6号給 190,000円
- 6 第19条の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける研究手当の額が改正後の規程の施行の日の前日に附則（（17（規程）第59号 平成17年10月1日）以下「平成17年10月1日付附則」という。）第11項又は附則（（17（規程）第84号 平成17年12月1日）以下「平成17年12月1日付附則」という。）第2項の規定による従前の例による研究手当の額に達しないこととなるときは、第19条の規定にかかわらず、その差額に相当する額を調整給として支給する。
- 7 前項の場合において、研究員の認定について（18（達）第1号）第2条第2項の適用を受ける職員は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による研究手当を支給する。
- 8 前項の規定により研究手当の支給を受ける職員が、同項に該当しないこととなった場合の第6項の規定の適用については、同項中「改正後の規程の施行の日の前日に平成17年10月1日付附則第11項又は平成17年12月1日付附則第2項の規定による従前の例による研究手当の額」とあるのは「第7項に規定する額」と読み替えるものとする。
- 9 前3項の規定については、当該職員の職務の級が5級以下である間、適用する。
- 10 改正後の規程の施行の日の前日に平成17年10月1日付附則第12項の規定の適用を受ける職員の調整給の額は、なお従前の例による。
- 11 改正後の規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員で、平成17年10月1日付附則第13項第1号の適用を受ける職員には、同項同号に規定する調整給を支給する。
- 12 前項の規定の適用を受ける職員の調整給の額は、改正後の規程の施行の日以降の当該職員の各昇給期において各昇給期における第12条の規定による昇給額のうち、2号給に相当する額を調整給の額から順次減じた額とする。
- 13 前項の規定の適用を受ける職員が、第18条に規定する額に変動が生じた場合で、変動後の職責手当の額が変動前の職責手当の額を下回ることとなる場合には、変動がなかったものとして前項の規定により算定される額を、変動後の職責手当の額が変動前の職責手当の額を上回ることとなる場合には、変動がなかったものとして前項の規定により算定される額からその差額に相当する額を減じた額を、調整給として支給する。
- 14 改正後の規程の施行の日以降に第12条第3項に該当することとなった職員の調整給の額は、第11

項に規定する額とする。

- 15 第3項及び第12項に規定する「何々号給」とは、昇給後の本給の額の号給から順に下位号給を数えた場合の号給数とし、1号給から順に第3項、第12項に規定する号給数に適用するものとし、号給間の重複はないものとする。
- 16 前項の場合における号給数は、第12条の規定による各職員の昇給号給数を限度とする。
- 17 第12条の規定により昇格する者の調整給の取扱いについては別に定める。
- 18 職員給与規程各条に規定する「本給」又は「本給月額」とあるのは、「本給又は本給月額と附則第2項の規定による調整給の額の合計額」とする。
- 19 前各項は、平成19年3月31日まで適用する。
- 20 第18条第3項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「本給月額」とあるのは、「役員給与規程（17（規程）第60号）附則（17（規程）第97号 平成18年3月17日）第3項に規定する額」とする。

附 則（19（規程）第2号 平成19年4月1日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の号給の切替え）

- 2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の規程別表の本給表の適用を受けていた職員のうち、その者が属していた職務の級が9級である職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第1の新号給欄に定める号給とする。
- 3 切替日の前日において改正前の規程別表の本給表の適用を受けていた職員のうち、その者が属していた職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
  - （1）切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級に応じた附則別表第2の旧本給月額欄に掲げられている職員  
旧本給月額に対応する附則別表第2に定める号給
  - （2）前号に掲げる職員以外の職員  
切替日の前日においてその者が属していた職務の級の最高の号給
- 4 前2項に規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の第13条の規定の適用については、旧号給又は旧本給月額を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 5 切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（ただし、附則（18（規程）第14号 平成18年4月1日）以下「平成18年4月1日付附則」という。）第2項に規定する調整給の額を除く。）に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

（平成22年3月31日までの間における規程第29条の規定による地域調整手当の支給割合）

- 6 平成22年3月31日までの間における第29条の規定の適用については、同条第1項表東京都特別区以外の項中「100分の3」とあるのは、「100分の1」とする。

（地域調整手当に関する経過措置）

- 7 改正後の規程の施行の際現に改正前の規程第29条第2項若しくは同条第3項又は附則（17（規程）第59号 平成17年10月1日）以下「平成17年10月1日付附則」という。）第15項の適用を受けている職員には、この項本文の規定による地域調整手当の支給割合以上の支給割合による地域調整手当を支給される期間を除き、改正後の規程第29条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める支給割合を乗じて得た月額地域調整手当を支給する。
  - （1）改正前の規程第29条第2項若しくは同条第3項の適用を受ける職員  
改正後の規程の施行の日以降引き続き改正前の規程第29条第2項各号の規定の適用を受けるものとした場合の各号に定める支給割合
  - （2）平成17年10月1日付附則第15項第1号及び同項第2号の適用を受ける職員

平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間 100分の3.2

- 8 東京都特別区に在勤する職員がその在勤地を異にして異動した場合で、当該在勤地の地域調整手当の支給割合が100分の3となるまでの間、当該職員には、第29条の規定にかかわらず、当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間、100分の3の支給割合を乗じて得た月額地域調整手当を支給する。
  - 9 切替日の前日から引き続き在職する職員で、改正後の規程第18条の規定によるその職員の受ける職責手当の額が同日において受けていた職責手当の額に達しないこととなる職員には、当該職責手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職責手当として支給する。
    - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
    - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
  - 10 前項の場合で、切替日以降の日においてその属していた区分に異動があった場合は、切替日の前日に当該区分に異動があったものとみなして前項を適用する。この場合の前項中「同日において受けていた職責手当の額」は、「同日において異動があったとしたならば受けることとなる職責手当の額」と読み替える。
  - 11 切替日の前日から引き続き在職する職員で、その職員の受ける研究手当の額が同日において受けていた研究手当の額（平成18年4月1日付附則第7項に規定する研究手当は除く。）に達しないこととなる職員には、当該研究手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を研究手当として支給する。
    - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
    - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- （平成18年4月1日付附則第2項、第6項、第7項、第10項及び第11項に係る調整措置）
- 12 平成19年4月1日、平成20年4月1日または平成21年4月1日（以下「各調整日」という。）の前日から引き続き在職する職員で、平成18年4月1日付附則第2項の適用を受ける職員には、同項に規定する調整給を支給する。
  - 13 前項の規定の適用を受ける職員の調整給の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を各調整日において順次減じた額とする。
    - (1) 平成19年3月31日において受けていた本給月額が平成18年3月31日に受けていた本給月額を超える職員  
平成19年3月31日に受けていた調整給の額
    - (2) 前号に掲げる職員以外の職員で、その者の属する職務の級が2級及び3級の職員  
職員給与の支給について（17（達）第32号）附則（（19（達）第1号 平成19年4月1日）以下「職員給与の支給について附則」という。）第2項の規定に基づく昇給額に相当する額
    - (3) 第1号に掲げる職員以外の職員で、その者の属する職務の級が4級以上の職員  
各調整日において現に受けることとなる本給、職責手当、研究手当、初任給調整手当及び扶養手当の合計額に第26項に規定する割合を乗じて得た額（以下「調整基礎額」という。）
  - 14 前項第2号の場合において、職員給与の支給について附則第2項の規定による昇給後の本給月額が平成18年3月31日に受けていた本給月額を超えることとなる場合には、前項第1号を適用する。
  - 15 各調整日の前日から引き続き在職する職員で、平成18年4月1日付附則第6項の適用を受ける職員には、同項に規定する調整給を支給する。
  - 16 前項の規定の適用を受ける職員の調整給の額は、各調整日において調整給の額から調整基礎額を順次減じた額とする。
  - 17 各調整日の前日から引き続き在職する職員で、平成18年4月1日付附則第7項の適用を受ける職員には、同項に規定する研究手当を支給する。
  - 18 前項の規定の適用を受ける職員の研究手当の額は、各調整日において調整基礎額を順次減じた額とする。
  - 19 切替日において、現に第19条、第15項及び第17項の適用を受ける職員が、切替日以降において、その適用を異にする異動があった場合における平成18年4月1日付附則第6項及び第7項の適用については、同附則第6項中「改正後の規程の施行の日の前日に附則（（17（規程）第59号 平成17年10月1日）以下「平成17年10月1日付附則」という。）第11項又は附則（（17（規程）第84号



平成17年12月1日)以下「平成17年12月1日付附則」という。)第2項の規定による従前の例による研究手当の額」とあるのは「その適用を異にする異動があった日の前日の第17項に規定する額」とし、同附則第7項中「なお従前の例による研究手当」とあるのは、「その適用を異にする異動があった日の前日にその適用を受ける第19条に規定する額若しくは第19条に規定する額と第15項に規定する額との合計額。ただし、平成18年4月1日において平成18年4月1日付附則第6項の適用がなく、同附則第7項の適用を受けるものとした場合に、平成17年12月1日付附則第2項の適用を受けることとなる職員は同項に規定する額」とする。

20 前5項の規定については、当該職員の職務の級が5級以下である間、適用する。

21 改正後の規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員で、平成18年4月1日付附則第10項の適用を受ける職員には、同項に規定する調整給を支給する。

22 前項の規定の適用を受ける職員の調整給の額は、各調整日の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を調整給として支給する。

(1) 平成19年4月1日 100分の100

(2) 平成20年4月1日 100分の70

(3) 平成21年4月1日 100分の40

23 各調整日の前日から引き続き在職する職員で、平成18年4月1日付附則第11項の適用を受ける職員には、同項に規定する調整給を支給する。

24 前項の適用を受ける職員の職責手当の額が、各調整日においてその前日における職責手当の額に異動が生じた場合で、異動後の職責手当の額が異動前の職責手当の額を上回る場合には、各調整日の前日に受ける調整給の額からその差額を減じた額を各調整日における調整給の額とする。

25 第23項の規定の適用を受ける職員の調整給の額は、各調整日において調整基礎額を順次減じた額とする。

26 各調整日における調整基礎額の算定割合は、第29条に規定する地域調整手当の最も小さい支給割合の各調整日の属する年度とその前年度の支給割合との差の割合とする。ただし、各調整日のうち、平成19年4月1日については、100分の1の割合とする。

27 各調整日以外の日において、第12条の規定による昇給があった場合で、昇給後の本給月額が平成18年3月31日に受けていた本給月額を上回ることとなる場合にはその日の前日まで調整給を支給する。

28 各調整日以外の日において、職責手当の額に異動が生じた場合で、異動後の職責手当の額が異動前の職責手当の額を上回る場合には、当該異動の日において各調整日における調整給の額からその差額を減じた額を調整給として支給する。

29 職員給与規程各条に規定する「本給」とあるのは、「本給と附則第12項の規定による調整給の額の合計額」と、「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第5項に規定する本給の額及び附則第12項に規定する調整給の額の合計額」とする。

30 第12項に規定する調整給又は研究手当は、その額が零になる日の前日または平成22年3月31日で支給を終了する。

附 則 (19 (規程) 第53号 平成19年12月26日)

(施行日)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(調整給又は研究手当の支給を受ける職員に対する特例措置)

2 附則(19(規程)第2号平成19年4月1日)第12項、第15項、第17項及び第23項に規定する調整給又は研究手当(以下「平成19年4月1日付附則に規定する調整給又は研究手当」という。)の支給を受ける職員で、改正後の規定による額が、平成19年4月1日付附則に規定する調整給又は研究手当の額に達しないこととなる職員に対しては、施行日の前日まで従前の額を支給する。

(大学卒採用職員の特例措置)

3 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 192, 100円

(給与の内払)

- 4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (19 (規程) 第76号 平成20年3月27日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20 (規程) 第51号 平成20年12月19日)

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年1月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成22年3月31日までの間における規程第29条の規定による地域調整手当の支給割合)

- 2 附則(19(規程)第2号平成19年4月1日)第6項中「100分の1」とあるのは「100分の2」とする。

(調整給又は研究手当の支給を受ける職員に対する特例措置)

- 3 附則(19(規程)第2号平成19年4月1日)第12項、第15項、第17項及び第23項に規定する調整給又は研究手当(以下「平成19年4月1日付附則に規定する調整給又は研究手当」という。)の支給を受ける職員で、改正後の規定による額が、平成19年4月1日付附則に規定する調整給又は研究手当の額に達しないこととなる職員に対しては、施行日の前日まで従前の額を支給する。

(給与の内払)

- 4 平成20年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (21 (規程) 第41号 平成21年12月 1日)

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 附則(19(規程)第2号 平成19年4月1日)第5項中「本給月額(ただし、附則(18(規程)第14号 平成18年4月1日)以下「平成18年4月1日付附則」という。)第2項に規定する調整給の額を除く。)に」とあるのは「本給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(21(規程)第41号)の施行の日において次表に掲げる級号給の適用を受ける職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)で、職務の級が1級から6級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.8を乗じて得た額、職務の級が7級から9級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.7を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。(ただし、附則(18(規程)第14号 平成18年4月1日)以下「平成18年4月1日付附則」という。)第2項に規定する調整給の額を除く。))に」とする。

級	号給
1級	1号給から51号給
2級	1号給から39号給
3級	1号給から22号給
4級	1号給から10号給

附 則 (21 (規程) 第56号 平成22年3月23日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (22 (規程) 第36号 平成22年12月1日)

(施行日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

2 附則(19(規程)第2号 平成19年4月1日)第5項中「本給月額(ただし、附則(18(規程)第14号 平成18年4月1日)以下「平成18年4月1日付附則」という。)第2項に規定する調整給の額を除く。)に」とあるのは「本給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(22(規程)第36号)の施行の日において次表に掲げる級号給の適用を受ける職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))で、職務の級が1級から6級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.7を乗じて得た額、職務の級が7級から9級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」とする。

級	号給
1級	1号給から51号給
2級	1号給から79号給
3級	1号給から71号給
4級	1号給から60号給
5級	1号給から43号給
6級	1号給から29号給

(特定職員に対する給与の支給)

3 平成30年3月31日までの間、職員(本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (2) 職責手当 当該特定職員の職責手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 特地勤務手当 当該特定職員の本給月額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当 当該特定職員の本給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 地域調整手当 当該特定職員の本給月額及び職責手当に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (6) 期末手当 基準日現在において当該特定職員が受けるべき期末手当の額に、100分の1.5を乗じて得た額
- (7) 第8条の規定により支給される給与の日額 当該特定職員に適用される第1号から第5号に定める額を当該月の休日以外の日の数で徐して得た額
- (8) 第9条の規定により支給される勤務1時間当たりの給与額 当該特定職員に適用される第1号から第5号に定める額を所定勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して得た額
- (9) 第35条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第35条第1項 第1号及び第5号に定める額
  - ロ 第35条第2項 1月までは第1号及び第5号に定める額、1月を超えるときは第1号及び第5号に定める額の半額
- (10) 第37条第1項及び第2項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第37条第1項第1号 第1号及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ロ 第37条第1項第2号 同条第1項第2号に定める休職期間の1年までは第1号及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額、1年を超える期間については第1号及び第5号に定める額に100分の60を乗じて得た額

- ハ 第37条第1項第3号 第1号及び第5号に定める額に100分の60を乗じて得た額
  - ニ 第37条第2項 第1号及び第5号に定める額に100分の60を乗じて得た額
  - ホ 第37条第3項 前各号に定める額についてはそのつど定める
- (11) 本項において算出した金額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする

附 則 (23 (規程) 第30号 平成23年6月27日)

(施行日)

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (23 (規程) 第32号 平成23年8月1日)

(施行日)

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行し、第2条、第5条第2項及び第23条の規定については平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年12月1日 24 (規程) 第44号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 附則(19(規程)第2号 平成19年4月1日)第5項中「本給月額(ただし、附則(18(規程)第14号 平成18年4月1日)以下「平成18年4月1日付附則」という。)第2項に規定する調整給の額を除く。)に」とあるのは「本給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(24(規程)第44号)の施行の日において次表に掲げる級号給の適用を受ける職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)で、職務の級が1級から6級の減額改定対象職員にあつては当該本給月額に100分の99.5を乗じて得た額、職務の級が7級から9級の減額改定対象職員にあつては当該本給月額に100分の98.7を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」とする。

級	号給
1級	1号給から51号給
2級	1号給から79号給
3級	1号給から71号給
4級	1号給から60号給
5級	1号給から43号給
6級	1号給から29号給

附 則 (平成25年3月26日 24 (規程) 第57号 )

(施行日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日 25 (規程) 第69号 )

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日 26 (規程) 第27号 )

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年11月27日 26（規程）第81号 ）

（施行日）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 194,300円

（給与の内払）

- 3 平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月30日 26（規程）第145号 ）

（施行日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成28年 2月12日 27（規程）第103号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成28年2月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 197,100円

（給与の内払）

- 3 平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月28日 27（規程）第147号 ）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日 28（規程）第16号 ）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日 28（規程）第39号 ）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年 11月29日 28（規程）第46号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 198,800円

(給与の内払)

- 3 平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年12月28日 28 (規程) 第56号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日 28 (規程) 第99 号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(専門職務手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き在職し、改正後の規程第18条第5項の規定による専門職務手当(以下この項において「専門職務手当」という。)の支給を受ける職員で、専門職務手当の額が同日において支給されていた準管理職員手当の額に達しないこととなる職員には、当該専門職務手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を専門職務手当として支給する。

(1) 施行日から平成30年3月31日まで 100分の100

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 100分の50

(扶養手当の改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の規程第21条第3項の規定にかかわらず次の各号に掲げる期間における扶養手当は月額とし、扶養親族のある職員に対し、職務の級及び扶養親族に応じ扶養親族1人につき当該各号に定める区分により支給する。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

職務の級	扶養親族たる子(改正後の規程第21条第2項第2号に定める扶養親族たる子をいう。以下この項において同じ。)	配偶者	扶養親族たる子及び配偶者以外の者
全ての級	8,000円	10,000円	6,500円

ただし、職員に配偶者がなく扶養親族たる子がある場合にあっては、扶養親族たる子のうちの1人については10,000円、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、扶養親族のうちの1人については9,000円とする。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

職務の級	扶養親族	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外の者
全ての級		10,000円	6,500円

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

職務の級	扶養親族	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外の者
7級以下		10,000円	6,500円
8級		10,000円	3,500円
9級		10,000円	3,500円

附 則（平成30年 1月9日 29（規程）第71号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成30年1月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額を、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 200,000円

（給与の内払）

- 3 平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年3月28日 29（規程）第135号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（職責手当の改正に伴う経過措置）

- 2 前項にかかわらず、この規程の施行日前から引き続きこの規程による改正後の第18条第6項に定める職務にある職員であつて、施行日現在でその者の受ける管理職員手当又は専門職務手当のいずれかの額と法定主任者手当の額の合算額が、当該施行日の前日に受けていた管理職員手当又は専門職務手当のいずれかの額に達しないこととなる職員には、その差額に相当する額を法定主任者手当として支給する。ただし、当該施行日の翌日以降に支給を受ける管理職員手当の区分が変更となった者の差額については支給しない。

附 則（平成30年11月29日 30（規程）第52号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額を、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 201,700円

（給与の内払）

- 3 平成30年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月29日 令01（規程）第45号）

（施行日）

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額を、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 203,200円

（給与の内払）

- 3 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月29日 令01（規程）第46号）

(施行日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日において、改正前の第30条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住宅手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。改正前の第30条の規定により支給されていた住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合も同様とする。
  - 一 改正後の第30条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - 二 旧手当額から改正後の第30条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則(令和3年6月1日 令03(規程)第5号)

この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年9月29日 令04(規程)第24号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月30日 令04(規程)第33号)

(施行日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(大学卒採用職員の特例措置)

- 2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 206,200円

(給与の内払)

- 3 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和5年3月17日 令04(規程)第63号)

(施行日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(施行日前に育児休業又は出生時育児休業から復帰した者の給与調整の経過措置)

- 2 施行日前に育児休業又は出生時育児休業から復帰し、その後昇格が行われていない者のうち、改正前の第38条第3項の規定により、休業中はその期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすことにより昇格が行われなかった者については、休業中もその期間を引き続き勤務したものとみなし、令和5年4月1日以降において給与を調整する。

(育児休業期間中の者及び出生時育児休業期間中の者の給与調整の経過措置)

- 3 施行日前に育児休業又は出生時育児休業を開始し、かつ、施行日において育児休業期間中又は出生時育児休業期間中である者の給与調整は、昇格を除き、職務に復帰したときに行う。

附 則(令和5年12月3日 令05(規程)第26号)

(施行日)

- 1 この規程は、令和5年12月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(大学卒採用職員の特例措置)



2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 217,200円

(給与の内払)

3 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和6年3月28日 令05(規程)第49号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

本給表

別表

(単位：千円)

号給	職務の級													
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	15級	16級	17級	18級	19級
1	182.3	204.7	232.3	263.2	317.2	363.2	412.1	433.3	503.0					352.1
2	184.0	209.6	233.3	269.1	318.4	364.6	414.1	436.1	505.4					353.8
3	185.1	213.2	234.5	271.6	322.0	367.0	416.1	437.9	507.2					355.0
4	186.3	215.9	235.8	275.1	324.7	369.3	418.3	440.4	509.8					356.9
5	188.3	220.2	237.5	277.7	327.2	371.6	420.1	443.0	512.9					359.0
6	190.1	221.5	241.5	282.1	329.1	373.0	421.8	445.5	516.1				311.9	361.3
7	191.2	223.1	244.1	284.5	329.7	375.5	422.7	447.4	518.8				313.2	363.2
8	192.4	224.3	246.3	287.0	334.3	377.8	424.1	450.1	521.8				315.1	365.3
9	194.3	225.8	248.6	289.1	336.3	380.5	425.8	452.7	524.1				316.9	366.9
10	195.9	227.3	251.0	291.3	340.2	382.3	428.5	455.3	527.2				318.7	369.0
11	196.9	228.9	253.6	293.3	342.6	385.0	430.8	457.1	529.8				320.0	370.9
12	198.1	229.7	255.9	295.7	345.1	387.4	433.6	459.7	532.1				321.8	372.5
13	200.0	230.9	258.3	297.7	346.8	390.0	435.6	462.4	534.6				323.7	374.2
14	201.6	232.4	260.7	299.7	350.0	391.4	438.4	465.0	538.3				325.5	376.8
15	202.6	233.5	263.1	302.2	352.3	393.7	439.7	467.0	541.4				326.9	379.0
16	203.7	234.6	265.2	304.9	354.0	395.8	442.2	469.7	543.0				328.8	380.1
17	205.6	236.0	267.8	306.9	355.9	398.0	444.0	472.4	545.5				330.7	381.9
18	206.7	237.6	270.3	309.6	358.7	399.8	446.4	475.0	549.4			312.5	332.5	384.6
19	207.6	239.0	272.9	311.7	360.8	402.4	448.2	476.9	553.4			313.7	333.8	387.4
20	208.3	240.3	275.2	314.4	362.4	404.5	451.1	479.4	556.7			315.8	335.6	389.7
21	208.8	241.5	277.8	316.3	364.2	406.4	452.8	481.7	559.5			317.0	337.2	391.7
22	209.6	242.9	279.5	318.7	367.1	407.6	455.4	483.4	564.1			318.8	338.4	394.9
23	210.2	244.2	281.7	321.0	369.7	409.6	457.2	485.9	568.5			320.0	340.1	398.0
24	211.3	245.6	283.6	323.7	371.7	411.5	459.8	488.1	572.8			321.9	341.7	401.0
25	212.3	247.1	285.7	324.6	373.7	412.3	461.6	490.5	575.6			323.1	343.4	402.9
26	213.2	248.9	287.8	326.4	376.5	414.2	464.2	493.0	580.0			324.9	345.1	406.0
27	213.9	250.4	289.5	327.6	379.0	416.6	465.6	495.5	584.3			325.9	346.9	409.0
28	214.6	251.6	291.4	329.3	380.4	418.9	468.0	497.9	588.7			327.6	348.5	412.1
29	215.3	252.9	293.5	331.0	382.1	420.2	469.5	500.0	591.6			328.7	350.0	414.1
30	216.1	254.6	295.4	332.0	384.3	421.1	471.9	502.9	596.1			330.3	352.0	417.3
31	216.8	255.9	297.3	333.1	386.4	423.6	473.2	505.2	600.5			331.2	353.6	420.4
32	217.8	257.0	298.8	335.1	387.8	425.6	475.3	507.7	603.0			332.7	355.4	422.1
33	218.6	258.6	300.6	336.1	389.7	426.9	476.8	509.2	605.0			333.8	356.4	423.5
34	219.4	259.8	301.9	337.3	391.6	428.6	479.2	511.9	607.4			335.4	358.3	425.2
35	220.4	260.9	303.5	338.4	393.7	431.0	481.3	514.5	609.6			336.9	360.2	426.7
36	221.4	261.7	304.3	339.9	394.7	432.9	483.5	515.9	612.1			338.5	361.1	428.5
37	222.2	262.9	306.2	340.9	396.1	434.2	485.2	517.9	613.1			339.6	362.5	429.2
38	223.1	264.1	307.8	341.9	398.0	435.0	487.4	520.6	614.0			341.2	364.4	429.8
39	223.7	265.2	309.4	343.4	399.8	437.2	489.0	521.8				342.3	365.3	
40	224.5	265.7	310.5	345.0	400.7	439.3	491.2	523.5				343.8	366.5	
41	224.8	266.9	311.8	345.8	402.0	440.2	492.9	525.4				345.0	367.8	
42	225.6	268.1	312.9	347.1	403.9	441.3	495.1	528.2				346.6	369.7	
43	226.5	269.3	314.1	348.5	405.9	443.4	497.3	529.2				348.1	370.4	
44	227.2	269.5	314.5	349.5	406.2	444.8	499.5	531.8			311.4	349.7	372.3	
45	227.6	270.8	315.4	349.7	407.1	446.0	501.2	533.6			312.2	350.8	373.5	
46	228.3	272.0	316.0	350.2	408.9	446.8	503.5	536.5			312.8	352.5	375.6	
47	228.7	273.3	316.8	350.9	411.0	448.8	505.3	537.6			314.2	353.7	376.3	
48	229.2	273.6	317.1	351.5	412.3	450.7	507.1	540.2			315.5	355.0	378.1	
49	229.6	274.5	317.9	351.6	412.7	451.7	509.0	541.7			316.2	356.3	379.2	
50	230.4	275.7	319.2	352.5	414.5	452.8	511.2	544.2			317.0	357.8	380.9	
51	231.0	276.3	320.2	353.7	416.6	454.4	512.6	545.3			318.1	358.8	381.7	
52		276.5	320.4	354.4	416.8	455.9	514.4	547.8			319.1	360.1	383.5	
53		277.3	320.8	354.7	417.4	457.0	515.7	549.2			319.9	361.0	384.4	
54		278.0	321.5	355.6	418.9	458.0	517.8	551.6			320.6	362.5	386.1	
55		278.5	322.4	356.7	420.9	459.5	519.6	553.4			321.7	363.7	387.4	
56		278.7	322.6	357.1	421.6	461.0	521.5	555.9			322.7	365.1	389.1	
57		279.3	322.9	357.6	422.5	461.8	522.6	557.1			323.3	365.8	390.0	
58		280.5	323.5	358.2	423.5	463.0	524.8	559.1			324.1	367.4	391.4	
59		281.2	324.2	359.3	425.2	464.3	525.8	561.3			325.0	368.1	392.9	
60		281.4	324.3	360.0	425.7	465.7	527.6	563.7			326.0	369.3	394.6	
61		282.2	324.9	360.3	426.2	466.7	528.6	565.0			326.7	370.0	395.5	
62		283.2	325.4	360.8	427.2	467.5	530.9	567.3			327.3	371.6	397.1	
63		284.0	326.1	361.9	428.6	468.8	532.9	569.4			328.2	373.0	398.6	
64		284.2	326.5	362.5	429.0	469.8	534.7	571.9			328.9	374.3	400.3	
65		284.6	326.9	363.1	429.8	470.8	535.7	573.2			329.6	375.0	401.2	
66		285.6	327.5	363.9	430.6	471.4	537.8	575.4			330.0	376.5	402.8	
67		286.3	328.2	365.0	432.1	472.7	539.6	577.3			330.9	377.7	404.1	
68		286.5	328.5	365.8	432.8	473.9	541.4	579.7			331.7	379.0	405.8	
69		287.4	329.1	366.0	433.6	474.5	542.2	581.0			332.2	379.5	406.7	
70		288.2	329.8	366.5	434.6	475.0	544.3	582.6			332.5	381.0	407.8	
71		288.8	330.4	367.4	435.6	475.9	546.4	584.8			333.1	382.5	409.4	
72		289.1	330.7	368.3	436.6	477.0	548.3	587.2			333.9	383.8	411.0	

本給表

別表

号給	職務の級													
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	15級	16級	17級	18級	19級
73		289.9	331.1	368.5	437.2	477.8	549.1	588.6			334.5	384.4	412.0	
74		290.7	331.8	369.3	438.2	478.5	551.2	590.9			335.0	385.8	413.6	
75		291.0	332.7	370.1	439.2	479.5	553.5	593.1			335.7	387.5	415.2	
76		291.2	333.0	370.8	439.9	480.8	555.2	595.6			336.6	388.6	416.9	
77		292.3	333.4	371.3	440.6	481.3	556.0	597.0			336.9	389.2	417.9	
78		293.4	334.0	371.8	441.6	481.7	558.1	599.2			337.2	390.7	419.4	
79		294.1	334.6	372.8	442.7	482.6	560.4	601.3			337.8	392.3	420.9	
80		294.4	334.8	373.7	443.2	483.8	561.7				338.7	393.2		
81		295.0	335.1	374.2	444.0	484.6	562.5				339.2	393.8		
82		296.2	335.8	374.9	445.0	485.1	564.5			311.5	339.6	395.2		
83		297.1	336.3	375.8	445.6	486.2	566.6			311.9	340.3	396.6		
84		297.5	336.5	376.6	446.0	487.4	568.5			312.2	341.2	398.0		
85			336.9	377.1	446.5	488.0	569.3			312.6	341.6	398.5		
86			337.6	377.8	447.6	488.4	571.4			313.3	341.9	400.0		
87			338.1	378.8	448.5	489.4	573.7			314.0	342.6	401.6		
88			338.3	379.7	449.0	490.0	575.5			314.3	343.0	402.9		
89			338.7	380.5	449.8	490.7	576.2			314.9	343.5	403.3		
90			339.4	381.3	450.8	491.7	578.4			315.6	344.2	404.9		
91			340.1	382.2	451.6	492.9	580.6			316.1	345.0	406.4		
92			340.4	383.2	452.0	494.0	582.5			316.4	345.8	407.8		
93			341.0	383.8	452.8	494.8	583.2			317.0	346.4	408.2		
94				384.4	453.5	495.8	585.3			317.5	347.1	409.7		
95				385.3	454.6	497.0				318.2	347.9			
96				386.2	455.1	498.1				318.6	348.7			
97				386.7	455.8	498.9				319.1	349.2			
98				387.5	456.6	499.9				319.6	349.9			
99				388.3	457.1	501.0				320.0	350.7			
100				389.0	457.6	502.1				320.3	351.5			
101				389.3	458.2	502.9				320.7	352.0			
102				389.8	458.7	503.9				321.1	352.7			
103				390.7	459.5	505.0				321.7	353.5			
104				391.7	460.2	506.1				322.1	354.3			
105				392.2	461.1	506.9				322.8	354.8			
106				392.9	461.9	507.9				323.3	355.5			
107				393.7	463.0	509.1				324.1	356.4			
108				394.5	463.7	510.2				324.6	357.1			
109				394.9	464.7	511.0				325.3	357.7			
110				395.5	465.4	512.0				325.8	358.4			
111				396.4	466.5	513.2				326.6	359.2			
112				397.2	467.2	514.3				327.0	360.0			
113				397.7	468.2					327.7				
114				398.5	468.9					328.2				
115				399.4	470.0					329.0				
116				400.2	470.7					329.5				
117				400.7	471.7					330.2				
118				401.2	472.5					330.8				
119				401.7	473.5					331.5				
120				402.7	474.2					331.9				
121				403.6	475.2					332.6				
122				404.3	476.0					333.2				
123				405.2	477.1					334.0				
124				406.2	477.7					334.4				
125					478.6					335.0				
126					479.4					335.6				
127					480.5					336.4				
128					481.1					336.8				
129					482.1					337.5				
130					482.9					338.0				
131					484.0					338.8				
132					484.7					339.3				